

国際課税委員会（第42回）の概要

文責 森信茂樹

平成22年10月4日、経団連会館にて、経団連阿部本部長より、「経団連の平成23年度税制改正要望 国際課税分野」を、その後青山先生から「我が国移転価格税制の改正に向けた関心事項」をプレゼンテーションいただき、その後議論に入りました。

1) 経団連のプレゼンテーション（別添資料参照）

移転価格税制については、近年、移転価格事務運営要領の改定や事前確認制度の充実等が図られているが、依然として国際的な二重課税が解消されないリスクが存在し、わが国企業の海外展開に支障をきたしている。まずは、事前確認制度および相互協議の一層の迅速化、効率化を行うべきである。また、国外関連者要件について、実際には支配権が及ばない株式保有比率50%の場合を除外し、50%超とする等の見直しを図るべきである。寄附金課税と移転価格課税の境界線をさらに明確化することも重要である。

なお、先般、独立企業間価格の算定に係るOECDガイドラインの改定版が公表されたが、これに伴う制度改正および執行は、企業の実態・実情を踏まえ、納税者の理解・納得を得ながら進めるべきである。特に、利益分割法を伝統的な取引基準である基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）と同等の基準として位置付けるのであれば、無形資産取引、役務提供取引の取り扱いについてさらに明確に規定する等、納税者の予見可能性を高めることが不可欠である。

2) 青山先生のプレゼンテーション（別添資料参照）

我が国移転価格税制の改正に向けた関心事項として、次の諸点があげられる。

まず税制上の問題として、最適課税手法ルールを前提とした立証責任分配論を整理する必要がある。また、国外関連者要件の規定方法（資本保有要件、実質要件）についても、再検討が必要ではないか。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。